

糸魚川市外国人材雇用事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の外国人材受入れを支援することにより多様な人材の活躍による市内産業の活性化を図るため、市が外国人材を雇用する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 糸魚川市中小企業及び小規模企業振興基本条例（令和2年糸魚川市条例第10号）第2条の中小企業・小規模企業をいう。
- (2) 外国人材 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の45の外国人住民のうち、市内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、事業を開始以降初めて外国人材を雇用する中小企業等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の事業所において、申請年度中に新たに外国人材を雇用（転勤、出向、出張等による勤務地の変更を除く。）をし、かつ、1年以上継続して雇用する意思を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、外国人材1人につき50,000円とし、1中小企業等当たり2人分までとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雇用する外国人材が法第30条の46又は法第30条の47に規定する届出を行った日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、糸魚川市外国人材雇用事業者支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 糸魚川市外国人材雇用事業者支援補助金に係る誓約書兼同意書
- (2) 在留カードの写し
- (3) 特定技能雇用契約書又は技能実習計画認定通知書の写し
- (4) 1号特定技能外国人支援計画書又は技能実習計画の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、糸魚川市外国人材雇用事業者支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。